平成２５年（フ）第４８号
静岡県掛川市大池204番地の１　ＰＲＥＮＤ　ＲＥ102
債務者　松本　　優
１　決定年月日時　平成25年12月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年３月25日まで
５　免責審尋期日　平成26年３月18日午前10時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５９号
宮崎県都城市高崎町前田3451番地
破産者　有限会社迫間林建土木
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第３８８号
北海道日高郡新ひだか町静内吉野町３丁目１番１号
破産者　桜舞観光株式会社
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２１３号
札幌市東区丘珠町592番地１
破産者　シンヨー運輸倉庫株式会社
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６３号
札幌市中央区南１条東２丁目５番１号　ＭⅡビル３Ｆ
破産者　前野商事株式会社
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３４号
新潟県三条市土場13番11号
破産者　赤塚　和夫
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１０４号
長野市青木島町大塚1412番地１
破産者　有限会社ファミリー食品
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９３号
静岡県浜松市浜北区内野4554番地の８
破産者　有限会社マコトエクスプレス
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１００４号
愛知県稲沢市中之庄町辻畑193番地の１
破産者　株式会社ダム
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１２６号
愛知県大府市共西町７丁目67番地
破産者　株式会社ファーマーズマーケット
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６５号
大阪府高槻市唐崎中４丁目12番23号
破産者　宝織工株式会社
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１８５号
大阪府高槻市唐崎中３丁目５番８号
破産者　株式会社ケイエム建工
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９４５号
大阪市中央区鎗屋町１丁目３番５号
破産者　有限会社オッズ
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３３０号
大阪市中央区久太郎町２－５―19　丸忠第３ビル306号室、商業登記簿上の本店所在地大阪府岸和田市小松里町755番地
破産者　株式会社ハッピーバレイ
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１２６号
大阪市西区京町堀２丁目14番22号兼吉ビル３階
破産者　株式会社ｃｈｉｎｅｌｌｉ
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４１７８号
大阪市西区西本町１丁目２－１　ＡＸＩＳ本町ビル807、商業登記簿上の本店所在地兵庫県伊丹市中央４丁目１番５号　野村ビル302号室
破産者　株式会社セルビナ
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２５９号
最後の住所大阪府箕面市西小路４丁目９番14号
破産者　被相続人亡ことぶきやこと宮本**隆**相続財産
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４２９５号
大阪市生野区巽西２丁目12番15号
破産者　有限会社中本
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３８０号
堺市堺区大浜西町23番地
破産者　大谷水産有限会社
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３５０号
兵庫県姫路市安富町長野313番地
破産者　有限会社マサキ建設
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３０８号
岡山市北区奥田西町１番16号　奥田ハイツ205、開始決定時の住所岡山市北区下中野711番地103　下中野ロイヤルマンション203
破産者　藤原美都子
１　決定年月日　平成25年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部